

2020年9月10日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿一丁目19番8号

新東京ビル7F

株式会社NATTY SWANKY

代表取締役
社 長 井 石 裕 二

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面によって議決権を行使する場合には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年9月24日（木曜日）午後5時30分までに到着するようにご送付くださいますようお願い申し上げます。

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、本年は健康状態に関わらず、可能な限り会場へのご出席をお控えいただき、事前の議決権行使をお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|------------------------------------|
| 1. 日 | 時 | 2020年9月25日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都新宿区西新宿一丁目23番7号
新宿ファーストウエスト3階 |

3. 会議の目的事項

- | | |
|--------|---|
| 【報告事項】 | 第19期（2019年7月1日から2020年6月30日まで）
事業報告および計算書類の内容報告の件 |
| 【決議事項】 | 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役4名選任の件 |

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2019年7月1日から
2020年6月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用情勢や企業収益の改善を背景に、緩やかな回復基調にありましたが、直近では新型コロナウイルス感染症の感染拡大による混乱などにより先行きが不透明な状況となりました。

外食業界におきましても、業界全体として緩やかな回復基調にありましたが、直近では新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためのイベント自粛や不要不急の外出自粛要請などから外食サービスの需要が大きく減少することとなり、また飲食店の営業時間の短縮要請などにより営業活動が制限されることとなりました。

当社におきましても、3月以降は外出自粛要請の影響により都市繁華街を中心にお客様のご来店頻度が低下することとなりましたが、テイクアウトやデリバリーサービスを開始し、キャッシュレス決済インフラも導入するなどの対応をしております。

なお、当事業年度は直営店14店舗及びフランチャイズ店2店舗の新規出店を行い、2020年6月末の店舗数は直営店71店舗、フランチャイズ店19店舗となっております。

以上の結果、売上高は4,255,732千円（前事業年度比6.8%増）となりました。

売上原価は売上高の増加に伴い、1,274,162千円（同6.1%増）となり、売上高に対する構成比は原材料価格の低減に努めた結果29.9%（同0.2%減）となりました。

販売費及び一般管理費についても、当期新規出店による人件費、地代家賃及び減価償却費の増加に伴い、2,972,007千円（同20.5%増）となりました。

さらに、当事業年度は新型コロナウイルスによる影響を受け、将来キャッシュ・フローの見積りでマイナスが見込まれる店舗の減損損失や、当該影響により発生した損失、経営資源を集中させるために一部の新規出店の中止を決定したことに伴い発生した新規出店中止損失等を計上したことから特別損失204,841千円を計上しております。

以上の結果、当事業年度における当社の業績は、売上高4,255,732千円（前事業

年度比6.8%増)、営業利益9,562千円(同97.0%減)、経常利益12,665千円(同95.7%減)、当期純損失159,633千円(前事業年度は218,774千円の当期純利益)となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資につきましては、直営店14店舗の新規出店等を実施し、設備投資総額は597,432千円となりました。なお、設備投資総額には差入保証金を含んでおります。重要な設備の除却または売却はありません。

(3) 資金調達の状況

当事業年度における資金調達は、新規出店のための設備投資及び運転資金を、自己資金及び金融機関からの借入金として215,000千円を調達いたしました。

また、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化した場合に備えるために金融機関と1,500,000千円のコミットメントラインを締結しております。

(4) 対処すべき課題

当社では、以下の課題について重点的に取り組んで参ります。

① 店舗収益力の向上

当社では、肉汁餃子のダンダダン業態に経営資源を集中的に投下することで、効率的な経営を促し、肉汁餃子のダンダダン業態の商品クオリティや接客サービスを維持向上し、他社との差別化を図ることで収益力の向上を図って参ります。

② 新規出店の推進

当社では繁華街・オフィス街・住宅街を問わず、出店をしてきましたが未だ相当程度の出店余地があります。直営店では東京都・神奈川県・埼玉県を中心に新規出店を継続して推進して参ります。また、首都圏以外に関してはフランチャイズ制度を活用することで出店を推進して参ります。

③ 人材採用・育成の強化

当社が成長していくためには優秀な人材の確保が重要であると考えております。採用におきましては、中途採用だけでなく新卒採用も積極的に受け入れ、また、アルバイトから正社員への転換も積極的に取り組んで参ります。育成におきましては、新入社員研修、役職・階層別研修プログラムなどを実施するとともに、各店舗の成果発表を目的としたイベント「ダンダダンAWARD」や選拔メンバーでの営業「最強店舗」を企画するなど組織が活性化するような施策に取り組んで参ります。

④ 安全・安心な食の提供

当社では自社工場及び店舗における衛生管理・品質管理体制を構築しておりますが、消費者の食に対する安全性の関心はますます高まっております。当社では食中毒が発生しにくい安全・安心な食品を提供することで、お客様が安心してご利用いただけるように努めて参ります。定期的な外部検査機関による衛生検査や、本社による店舗監査を実施し、衛生管理及び品質管理の強化に努めて参ります。

⑤ 経営管理体制の強化

当社が企業価値を向上させるためには、多様化するリスクを的確に把握し、迅速かつ柔軟に対応できる体制を構築・強化していく必要があると考えております。そして、各ステークホルダーからの信頼に応えられる企業であり続けるために、コーポレートガバナンスを重視し、公正かつ透明性の高い経営を行え

るように経営基盤を強化して参ります。

⑥ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うリスク

当社ではお客様の外出自粛に対応するために、テイクアウトや持ち帰り弁当の販売を開始し、一部の店舗ではデリバリーサービスも開始しております。

また、長期化した場合の資金需要に備えるために金融機関とコミットメントラインを締結しております。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 16 期 (2017年 6 月期)	第 17 期 (2018年 6 月期)	第 18 期 (2019年 6 月期)	当事業年度 第 19 期 (2020年 6 月期)
売 上 高	2,028,476 千円	2,939,472 千円	3,983,045 千円	4,255,732 千円
経 常 利 益	68,596 千円	157,624 千円	297,192 千円	12,665 千円
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	23,099 千円	112,043 千円	218,774 千円	△159,633 千円
1 株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失 (△)	86,190.66 円	69.67 円	126.24 円	△75.77 円
総 資 産	1,104,685 千円	1,660,810 千円	4,014,460 千円	3,407,077 千円
純 資 産	90,591 千円	202,634 千円	1,922,299 千円	1,730,730 千円
1 株 当 た り 純 資 産	338,026.42 円	126.01 円	912.38 円	821.49 円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産は、期末発行済株式数により算出しております。
2. 2018年5月2日付で1株につき100株の割合で株式分割を実施いたしました。
3. 2018年11月20日付で1株につき60株の割合で株式分割を実施いたしました。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社は、「餃子」という流行り廃りがなく、年間を通して食べられる食材をメインとして、「肉汁餃子のダンダダン」を中心として展開しております。

(8) 主要な営業所及び工場

本 社	東京都
工 場	東京都
店 舗	東京都、神奈川県、埼玉県、福岡県

(9) 従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
206 (177) 名	+31 (△41) 名	29.3歳	2.0年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間平均雇用人数（1日8時間換算）を（ ）内に外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	293,149 千円
株式会社横浜銀行	213,380 千円
株式会社三菱UFJ銀行	174,880 千円
株式会社きらぼし銀行	163,300 千円
株式会社三井住友銀行	94,267 千円

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|--------------|------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 6,432,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 2,106,900株 |
| (3) 株 主 数 | 2,482名 |
| (4) 大 株 主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
井 石 裕 二	523,000 株	24.82 %
田 中 竜 也	523,000	24.82
株 式 会 社 B O R A	240,000	11.39
株 式 会 社 I K I	240,000	11.39
城 野 親 徳	30,000	1.42
株 式 会 社 S B I 証 券	22,107	1.04
三 井 徳 益	21,100	1.00
クレディ・スイス証券株式会社	14,200	0.67
山 本 洋 輔	10,800	0.51
J. P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 1300000	10,500	0.49

(注) 持株比率は、自己株式（79株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有する新株予約権の状況

① 新株予約権の数

40個

② 目的となる株式の種類及び数

普通株式 2,400株（新株予約権 1 個につき60株）

(注) 2018年10月30日開催の取締役会決議により、2018年11月20日付で1株を60株に株式分割いたしました。これにより新株予約権の目的となる株式の数が40株から2,400株に変更になっております。

③ 新株予約権の行使条件

- (a) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役・監査役または使用人であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
- (b) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めません。
- (c) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできません。
- (d) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできません。
- (e) 新株予約権者は、当社の普通株式が日本国内の証券取引所に新規株式公開される日（以下、「上場日」という）後、次の各号に掲げる期間（ただし、新株予約権の行使期間中に限る）、本新株予約権をすでに行使した本新株予約権を含めて、当該各号に掲げる割合の限度において行使することができます（この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき、1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとします。）。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではありません。

イ：上場日から1年間

当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の3分の1

ロ：上場日から1年を経過した日から1年間

当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の3分の2

ハ：上場日から2年を経過した日から行使期間の末日まで

当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数のすべて

④ 当社取締役の保有する新株予約権の区分別合計

	回次（行使価額）	行使期間	個数	保有者数
取締役	第 1 回	2020年 6 月30日～2028年 6 月13日	40個	1 名

(2) 当事業年度中に当社使用人に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2020年6月30日現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
井 石 裕 二	代表取締役社長	株式会社BORA 代表取締役
田 中 竜 也	取締役副社長（営業部管掌）	株式会社IKI 代表取締役
金 子 正 輝	取締役管理部長	—
杉 本 佳 英	取締役	あんしんパートナーズ法律事務所 代表 株式会社ブランジスタ 社外取締役 株式会社ルクループラス 監査役 エイベックス株式会社 社外取締役 就任
井 上 重 平	常勤監査役	—
馬 場 亮 治	非常勤監査役	社会保険労務士法人グローバルコンテンツジャパン 特定社員 株式会社グローバルHRテクノロジー 代表取締役 株式会社ADI 取締役 株式会社ラストワンマイル 社外取締役 Great Shine Enterprises Limited CEO 株式会社INGS 非常勤監査役 株式会社GLOBAL HR TECHNOLOGY 代表取締役 株式会社SHI 非常勤監査役 株式会社ランブリッジ 代表取締役
廣 瀬 好 伸	非常勤監査役	株式会社ビーワンフード 代表取締役社長 ビーワン公認会計士税理士事務所 代表者 株式会社ビーワンカレッジ 代表取締役

- (注) 1. 取締役杉本佳英は、社外取締役であります。
2. 監査役井上重平、監査役馬場亮治及び監査役廣瀬好伸は、社外監査役であります。
3. 監査役廣瀬好伸は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役杉本佳英、監査役井上重平、馬場亮治及び廣瀬好伸は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を損害賠償責任の限度額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 数	報酬等の額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	4 名 (1 名)	93,900千円 (4,200千円)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	3 名 (3 名)	9,960千円 (9,960千円)
合 計	7 名	103,860千円

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役杉本佳英は、あんしんパートナーズ法律事務所の代表を兼務しておりますが、当社と同社の間に特別な関係はありません。

監査役馬場亮治は、社会保険労務士法人グローバルコンテンツジャパンの特定社員、株式会社グローバルHRテクノロジーの代表取締役、株式会社ADIの取締役、Great Shine Enterprises Limited CEO、株式会社GLOBAL HR TECHNOLOGY代表取締役、株式会社ランブリッジ代表取締役を兼務しておりますが、当社と同社との間に特別な関係はありません。

監査役廣瀬好伸は、株式会社ビーワンフードの代表取締役、ビーワン公認会計士税理士事務所の代表者、株式会社ビーワンカレッジの代表取締役を兼務しておりますが、当社と同社との間に特別な関係はありません。

- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役杉本佳英は、株式会社ブランジスタの社外取締役、株式会社ルクールプラスの監査役、エイベックス株式会社の社外取締役を兼務しておりますが、当社と同社との間に特別な関係はありません。

監査役馬場亮治は、株式会社ラストワンマイルの社外取締役、株式会社INGSの非常勤監査役、株式会社SHIの非常勤監査役を兼務しておりますが、当社と同社との間に特別な関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

取締役杉本佳英は、当事業年度開催の取締役会20回のうち20回出席し、弁護士としての豊富な経験と見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、必要な発言を適宜行っております。

監査役井上重平は、当事業年度開催の取締役会20回のうち20回出席、監査役会12回のうち12回出席し、元経営者としての豊富な経験と見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、必要な発言を適宜行っております。

監査役馬場亮治は、当事業年度開催の取締役会20回のうち20回出席、監査役会12回のうち12回出席し、社会保険労務士としての豊富な経験と見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、必要な発言を適宜行っております。

監査役廣瀬好伸は、当事業年度開催の取締役会20回のうち20回出席、監査役会12回のうち12回出席し、公認会計士としての豊富な経験と見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 22,000千円

当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 22,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、会計監査人の監査計画の内容及び報酬の妥当性を検討した結果として適切であると判断したためです。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合、その他監査品質や独立性等において適正でないと判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出致します。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために、企業理念・行動規範を定め、取締役会規程等の社内規程を制定し、それらが遵守されるように周知徹底を行っております。そして、コンプライアンスに対する意識を啓発するために、定期的に研修等を企画し実施しております。

さらに、不正行為等の早期発見と是正を目的として内部通報制度を設けており、通報窓口を社内及び社外に設置し、公益通報者保護規程に基づいて通報者の保護を明確にして運用しております。

取締役が会社の目的の範囲外の行為、法令及び定款に違反する行為をし、若しくはこれらの行為をするおそれがある場合には、監査役はその事実を指摘・勧告し、状況によっては当該取締役に対して行為の差止請求ができるものとしております。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程等に基づいて適切に保存及び管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持しております。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の損失の危機に対応するために、リスクコンプライアンス規程を制定し、各組織において継続的にリスクの発生の有無をチェックし、各組織の責任者はその状況を定期的に各取締役へ報告しております。

そして、実際にリスクが発生した場合には、対策本部を設置し、迅速に対応することとしております。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定時取締役会を原則として毎月1回開催して業務執行上の重要な事項を決定するほか、機動的な意思決定を行うために、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

また、職務権限規程に基づく権限の委譲により、迅速かつ効率的な意思決定が行われる体制を確保しております。

- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、使用人を置くこととしております。

そして、監査役から監査業務における指示を受けた使用人は、その指示に関する限りにおいては、取締役の指揮命令を受けないものとしております。

- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役及び使用人に対して、事業の報告を求め、重要な事項についての報告を受けることとしております。

また、取締役及び使用人は職務執行に関して法令及び定款に違反する、又は、その恐れがある事項を発見したときは、直ちに監査役に報告しなければならないものとしております。

- ⑦ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、内部通報者等が通報又は相談したことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いもしないことを規定し周知徹底しております。

- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理、費用の前払又は償還の手續きに係る方針

当社は、監査役がその職務執行のため必要と認める費用を会社に請求できることとし、監査役が費用の前払等を請求した場合には、当該監査役が職務執行に必要なでないことを証明した場合を除き、これを拒むことができないものとしております。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、定期的に代表取締役と面談を行い、また必要に応じて内部監査室等との連携をとっております。

そして、取締役会その他重要な会議に出席し、必要があるときは意見を述べるものとしております。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制の整備、運用を評価し、継続的な見直しを行っております。

⑪ 反社会的勢力に向けた体制

当社は反社会勢力との関係・取引等を一切行わず、不当要求を受けた場合には、毅然とした態度で組織的に対応するものとしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における主な取り組みは、以下の通りであります。

① コンプライアンスに関する取組状況

取締役及び使用人に向けて、コンプライアンスの重要性に関するメッセージを定期的に発信し、研修等を実施することで、コンプライアンス意識の向上に向けた取り組みを行いました。また、リスクコンプライアンス委員会を設置し、月1回の定例会議のほか緊急の場合は臨時で開催するようしております。

② リスクマネジメントに関する取組み状況

当社の損失の危機に関する事項は、毎週開催される幹部等による会議で検討・協議され、リスクコンプライアンス委員会に定期的に各組織から報告が行われました。

③ 職務執行の適正性及び効率性確保に関する取組み状況

月1回以上の取締役会を開催し、会社の経営に関する重要な事項等について十分な協議を行いました。

④ 監査役の監査について

監査役は、取締役会及び経営会議に参加し、業務執行の状況を監督しました。また、代表取締役と定期的に意見交換も実施しました。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2020年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,683,832	流 動 負 債	802,880
現 金 及 び 預 金	1,395,178	買 掛 金	107,156
売 掛 金	48,416	1年内返済予定の長期借入金	387,617
商 品 及 び 製 品	24,235	リ ー ス 債 務	2,946
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	3,303	未 払 金	46,083
前 払 費 用	138,661	未 払 費 用	107,074
そ の 他	74,035	未 払 法 人 税 等	26,445
固 定 資 産	1,723,244	未 払 消 費 税 等	43,605
有 形 固 定 資 産	1,205,465	前 受 金	1,533
建 物	1,110,126	預 り 金	29,715
工 具 器 具 備 品	89,655	前 受 収 益	48,074
リ ー ス 資 産	2,728	出店計画中止損失引当金	2,627
建 設 仮 勘 定	2,955	固 定 負 債	873,466
無 形 固 定 資 産	4,944	長 期 借 入 金	775,663
商 標 権	301	資 産 除 去 債 務	36,022
ソ フ ト ウ ェ ア	2,992	そ の 他	61,780
ソフトウェア仮勘定	1,650	負 債 合 計	1,676,346
投資その他の資産	512,835	(純 資 産 の 部)	
出 資 金	20	株 主 資 本	1,730,730
長 期 前 払 費 用	43,167	資 本 金	763,845
差 入 保 証 金	365,058	資 本 剰 余 金	750,445
繰 延 税 金 資 産	104,588	資 本 準 備 金	750,445
		利 益 剰 余 金	216,772
		そ の 他 利 益 剰 余 金	216,772
		繰 越 利 益 剰 余 金	216,772
		自 己 株 式	△331
		純 資 産 合 計	1,730,730
資 産 合 計	3,407,077	負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,407,077

損 益 計 算 書

(2019年7月1日から
2020年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		4,255,732
売 上 原 価		1,274,162
売 上 総 利 益		2,981,570
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,972,007
営 業 利 益		9,562
営 業 外 収 益		
受 取 保 険 料	3,083	
助 成 金 収 入	2,100	
保 険 解 約 返 戻 金	11,096	
そ の 他	1,258	17,538
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	9,269	
そ の 他	5,165	14,435
経 常 利 益		12,665
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	3,373	3,373
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,235	
減 損 損 失	156,285	
災 害 に よ る 損 失	417	
新型コロナウイルス感染症による損失	35,797	
出 店 計 画 中 止 損 失	11,105	204,841
税 引 前 当 期 純 損 失		188,802
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	16,559	
法 人 税 等 調 整 額	△45,728	△29,169
当 期 純 損 失		159,633

株主資本等変動計算書

(2019年7月1日から
2020年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金	利益剰余金 合計			
				繰越利益剰余金				
当期首残高	763, 845	750, 445	750, 445	408, 009	408, 009	—	1, 922, 299	1, 922, 299
当期変動額								
剰余金の 配当				△31, 603	△31, 603		△31, 603	△31, 603
自己株式の 取得						△331	△331	△331
当期純損失				△159, 633	△159, 633		△159, 633	△159, 633
当期変動額合計	—	—	—	△191, 236	△191, 236	△331	△191, 568	△191, 568
当期末残高	763, 845	750, 445	750, 445	216, 772	216, 772	△331	1, 730, 730	1, 730, 730

個 別 注 記 表

(2019年7月1日から
2020年6月30日まで)

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準および評価方法

商品及び製品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を含む）

定額法を採用しております。

但し、2016年3月31日以前に取得した建物附属設備については定率法を採用しております。

その他の有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6年～37年

工具、器具及び備品 3年～6年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、商標権については10年、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

出店計画中止損失引当金

新規出店の出店計画を中止したことに伴い発生する損失に備えるため、合理的に見積もられる損失額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、お客様の外出自粛により来店頻度が減少し、また、緊急事態宣言の発令を受け当社の直営店では営業時間の短縮等を行ってまいりました。

新型コロナウイルスの感染症の収束時期について現時点では見通しを立てることは困難であります。この状況は2020年12月頃まで継続し、2021年1月頃から徐々に回復に向かうと仮定して、当事業年度における繰延税金資産の回収可能性の判断および固定資産の減損判定等の会計上の見積りを行っております。

貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 582,344千円
減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

損益計算書に関する注記

1. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失（千円）
東京都練馬区 他 (6店舗)	店舗	建物	133,972
		工具、器具及び備品	13,601
		差入保証金	2,980
		長期前払費用	5,730

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主に店舗を基準にしてグルーピングを行っております。

営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスである店舗につきましては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、回収可能価額を零としております。

2. 新型コロナウイルス感染症による損失

当社は、新型コロナウイルス感染症に対する政府による「緊急事態宣言」の発出並びに各都道府県における「飲食店の営業自粛要請」を受け、店舗の営業時間の短縮及び臨時休業を行っておりました。店舗の営業時間の短縮及び臨時休業期間中に発生した固定費（労務費・地代家賃）を新型コロナウイルス感染症による損失として、特別損失に計上しております。

3. 出店計画中止損失

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により当累計期間に新規出店の出店計画を中止したことに伴い発生した損失であり、賃貸借契約の解約不能期間に係る家賃や工事契約の解除に伴う違約金等の損失であります。

この損失額には出店計画中止損失引当金繰入額2,627千円が含まれており、現時点で合理的な見積もりが可能な範囲における見積額を計上しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当事業年度末の 株 式 数
普通株式	2,106,900株	—	—	2,106,900株

2. 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

株 式 の 種 類	当事業年度期首の 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当事業年度末の 株 式 数
普通株式	—	79株	—	79株

(変動事由の概要)

自己株式の増加は単元未満株式の買取りによるものであります。

3. 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の数

普通株式 89,280株

4. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総 額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年9月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	31,603	15.0	2019年6月30日	2019年9月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総 額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年9月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	10,534	5.0	2020年6月30日	2020年9月28日

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減損損失	49,834千円
前受収益	26,384 "
資産除去債務	11,030 "
未収入金	9,672 "
未払事業税	5,511 "
差入保証金	3,114 "
未払金	2,551 "
繰越欠損金	2,354 "
未払費用	1,182 "
一括償却資産	529 "
その他	4,243 "

繰延税金資産小計 116,408千円

評価性引当額 － "

繰延税金資産合計 116,408千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用 △9,685千円

未収還付事業税 △2,133 "

繰延税金負債合計 △11,819 "

繰延税金資産純額 104,588千円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に新規出店の設備投資計画に照らして、必要な資金を金融機関借入により調達しております。また、資金運用については、安全性の高い預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

差入保証金は、主に店舗賃貸取引に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、取引開始時に差入先の信用判定を行い、契約更新時等に信用状況を把握するようにしております。

営業債務である買掛金及び未払金は、ほとんどが1ヵ月以内の支払期日であります。当該債務は、流動性リスクに晒されておりますが、毎月資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

借入金は、新規出店に必要な資金を調達したものであり、金利変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては市場金利の状況を定期的にモニタリングしております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,395,178	1,395,178	—
資 産 計	1,395,178	1,395,178	—
(2) 買掛金	107,156	107,156	—
(3) 未払金	46,083	46,083	—
(4) 長期借入金	1,163,281	1,163,435	153
負 債 計	1,316,521	1,316,675	153

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 買掛金、(3) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。なお、長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
差入保証金	365,058

差入保証金については、契約の解除時期の見積が困難なため、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

3. 金融債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金	1,380,842	—	—	—

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
長期借入金	387,617	311,936	251,651	183,925	28,150	—

関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種 類	氏 名	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
役員及び 主要株主	井石 裕二	(被所有) 直接24.8% 間接11.4%	当社代表 取締役	当社の不動産賃貸契約 に対する債務被保証 (注) 1	19,741	—	—
役員及び 主要株主	田中 竜也	(被所有) 直接24.8% 間接11.4%	当社取締役 副社長	当社の不動産賃貸契約 に対する債務被保証 (注) 1	119,471	—	—
				当社のリースに対する 債務被保証 (注) 2	2,946	—	—

- (注) 1. 当社は、店舗及び社宅の賃借料について、代表取締役井石裕二及び取締役副社長田中竜也から債務保証を受けております。取引金額については、2019年7月1日から2020年6月30日までに支払った賃借料（消費税抜き）を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。
2. 当社は、リース取引に対して、取締役副社長田中竜也から債務保証を受けております。取引金額については、期末リース債務残高を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	821円49銭
1株当たり当期純損失	75円77銭

重要な後発事象に関する注記

第2回ストック・オプション（新株予約権）の発行

当社は、2020年8月3日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の従業員に対して発行する株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）について決議し、2020年8月18日に下記のとおり付与いたしました。

1. 株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社の企業価値の向上、業績向上に対する貢献意欲の向上に向けた動機付けを従来以上に高めることを目的として発行するものであります。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の名称

株式会社NATTY SWANKY 第2回新株予約権

(2) 新株予約権の割当ての対象者およびその人数ならびに割り当てる新株予約権の数

当社従業員 18名 92個

(3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個当たり100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

(4) 発行する新株予約権の総数

92個とする。

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(5) 新株予約権の払込金額及び公正価額の算定方法

・2022年8月18日から権利行使可能となる部分

新株予約権1個当たり206,200円（1株当たり2,062円）

・2023年8月18日から権利行使可能となる部分

新株予約権1個当たり205,800円（1株当たり2,058円）

上記金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算出した公正価格であり、割当てを受ける者が、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権と相殺するものとする。

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(7) 新株予約権の権利行使期間

2022年8月18日から2037年8月17日までとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は使用人であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者は、次の区分に従って、割り当てられた新株予約権の一部又は全部を行使できるものとする。

イ 2022年8月18日から2023年8月17日までは、割り当てられた新株予約権の個数に2分の1を乗じた数を上限として行使することができる。なお、算出された行使可能な新株予約権の個数について1個未満の端数が生じる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとする。ただし、割り当てられた新株予約権の個数が1個である場合は当該期間にすべて行使することができる。

ロ 2023年8月18日から2037年8月17日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて行使することができる。

③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の取得に関する事項

① 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(8)の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社は、以下イ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合)は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(11) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

(12) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（3）に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記（7）に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記（7）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（9）に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧ 新株予約権の行使条件

上記（８）に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の取得条項

上記（１０）に準じて決定する。

(13) 新株予約権を行使した際に生ずる１株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(14) 新株予約権の割当日

2020年８月18日

(15) 新株予約権証券の発行

新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年8月25日

株式会社NATTY SWANKY

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 島村 哲 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤原 選 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社NATTY SWANKYの2019年7月1日から2020年6月30日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年7月1日から2020年6月30日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び内部監査担当部門からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査担当部門からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年8月28日

株式会社NATTY SWANKY

監査役 井上 重平 (印)

監査役 馬場 亮治 (印)

監査役 廣瀬 好伸 (印)

以上

株主総会参考書類

(議案及び参考事項)

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下の通りといたしたいと存じます。

当社の配当方針につきましては、事業拡大に対する資金需要、経営成績及び財政状態を総合的に勘案しながら、内部留保の充実を図りつつ、将来にわたる株主の皆様への安定した配当を継続して実施することを基本としております。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき5円

総額 10,534,105円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年9月28日

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 当社の株式数
1	い せ き ゆ う じ 井 石 裕 二 (1974年12月14日生)	1995年4月 株式会社クレメント入社 2001年8月 有限会社ナッティースワンキー取締役 2007年10月 当社 取締役社長 就任 2017年6月 株式会社swanky(現 株式会社B O R A) 設立 代表取締役 (現任) 2018年1月 当社 代表取締役社長 (現任)	523,000株
2	た な か た つ や 田 中 竜 也 (1974年12月15日生)	1992年3月 有限会社らいおんフーズ 入社 2001年8月 有限会社ナッティースワンキー設立 2007年10月 当社 代表取締役 2017年6月 株式会社natty(現 株式会社 I K I) 設立 代表取締役 (現任) 2018年1月 当社 取締役副社長 (営業部管掌) (現任)	523,000株
3	か ね こ ま き て る 金 子 正 輝 (1967年5月26日生)	2003年6月 エリアリンク株式会社 入社 2007年3月 同社 取締役 2012年10月 夢の街創造委員会株式会社(現 株式会社出前館) 入社 2013年3月 同社 執行役員管理本部長 2013年5月 同社 取締役 2016年7月 当社 入社 2017年1月 当社 取締役管理部長 (現任)	一株
4	す ぎ も と よ し ひ で 杉 本 佳 英 (1980年10月31日生)	2011年4月 あんしんパートナーズ法律事務所 設立 (現任) 2015年6月 株式会社ルクルールプラス 監査役 就任 (現任) 2015年12月 株式会社ブランジスタ 社外取締役 就任 (現任) 2018年9月 当社 社外取締役 (現任) 2020年6月 エイベックス株式会社 社外取締役 就任 (現任)	一株

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 取締役候補者杉本佳英氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、選任された場合は引き続き独立役員となる予定であります。

3. 取締役候補者杉本佳英氏を選任した理由としましては、弁護士資格を有しており、法律面について豊富な知識と経験を有していることから、社外からの公正な視点は当社の経営に活かせると判断し、法律面についての助言を期待したためであります。

4. 当社は社外取締役候補者との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を損害賠償責任の限度額としております。社外取締役候補者の再任が承認された場合、当社は社外取締役候補者との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

5. 社外取締役に就任してからの年数（本総会終結の時まで）

杉本 佳英

2年

以 上

第19回定時株主総会会場ご案内図

【会場】東京都新宿区西新宿一丁目23番7号
新宿ファーストウエスト3階



【最寄駅】

J R 線

東京メトロ 丸ノ内線

京王線

小田急線

都営新宿線

都営大江戸線

新宿駅西口方面

S-3出口より徒歩約2分

7番出口より徒歩約4分